

人文・
社会系

成熟市民社会日本に相応しい 企業・金融・資本市場法制を創造する

早稲田大学法学部長 **上村達男**



研究の背景

1999年から3年、2002年から3年、私は基盤研究(C)の採択が認められ、それぞれ日本版資本市場法制モデルの構築、包括資本市場法制の立法提言のテーマで研究を行いました。銀行・証券・保険・商品といった縦割りの業法からできていた日本の資本市場法制について、行為の機能が共通であれば共通の法制を、という視点から英国の横断的法制に範をとった横申し法制を構想し、提案しました。

研究の成果

その成果は現在の金融商品取引法において、その目的規定の転換を含めて実現を見ています。その後そうした資本市場法制が要求する制度の実施部隊である株式会社法のあり方を公開会社法構想として提案するに至り、現在大きな注目を集めるに至っています。そうした問題意識はさらに、個人や法人、市民社会のあり方に対する欧米の規範意識といった問題に対する深い理解なしにこの分野は語れないという認識に至り、それがその後の21世紀COE「企業社会の変容と法システムの創造(H15-H19)」、グローバルCOEの採択に結びつきました。

今後の展望

現在GCOEでは「成熟市民社会型企業法制の創造(H20-H24)」と題した研究を独立性の高い一種の総合研究所として多角的に実施しています。豊かな市民社会に真に相応しい企業法制のあり方を根本から問題提起し、新しい日本の法理論を創造し、常に必要なメッセージを企業社会に対して送り続けようという思いで日々研究活動を行っています。

我々の研究は21世紀COEの事後評価でも、その

きわめて多彩な活動について、拠点形成目的は十分に達成されたとの評価をいただきました。GCOEになって特に金融危機をめぐる多くの企画を実施してきましたが、今特に注目されているのは、金融危機をもたらしたアメリカの行き方、欧州の行き方の根源に関する独自の見解を、英・独・仏・中・朝鮮の五ヶ国語で発信したことです。単に金融機関の監督体制やリスク管理体制のあり方だけではなく、特にアメリカの企業制度の基本的な性格がもたらす問題点について率直な意見を表明しました。

この宣言に対しては、独仏、中国での反応はかなり良く、また英国はこの間になされたシンポの参加者からは賛成できないところもあるが基本的に賛成との評をいただいています。一方で、アメリカは日本からの本質的な批判への戸惑いがあるかにも見えます。フランスの最高の知性と言われるジャック・アタリ氏も関心を持たれたようです。日本くらい比較法を真剣に学んできた国は珍しく、日本のそうした真摯な学問的姿勢を背景に、金融・企業法制のような最先端分野において、世界から一目置かれる制度論を展開できる研究拠点の形成を目指していますが、これも科研費での研究による熟成期間を経て結実したものであると考えています。

日本モデルに固有の普遍性

経験「知」を克服する理論「知」

欧米の弱点も指摘できる評価軸

アジアに信頼される評価軸

※シンガポール、香港、インド…
法は英国法、判例も英連邦

図1 日本モデルに固有の普遍性

緊急シンポジウム

**オバマ大統領の
金融規制改革案を検証する
～日本は何を発信すべきか**

【日時】 2009年8月31日 11:00～18:00
【会場】 早稲田大学 早稲田キャンパス14号館3F 1017教室
【参加】 21世紀COE推進会議主催「シンポジウム」参加者(無料) /
ウェブサイトに申し込み(申し込みは要)

【プログラム】

11:30～11:45 開会・司会 上村達男(GCOE推進リーダー、法学部長)

11:45～11:50 「金融規制改革の方向性」
報告者 河村賢治(関西学院大学准教授)

11:50～12:30 「伝統的な法事規制の改革」
報告者 石井孝伸(早稲田大学准教授)

12:30～12:45 「住宅ローン市場規制と消費者保護～消費者金融推進の課題」
報告者 飯塚理行(金融規制ワーキンググループ、早稲田大学大学院博士後期課程)

12:45～12:50 「証券市場規制と取引会社規制」
報告者 入田安彦(大阪大学准教授)

12:50～12:55 「ヘッジファンド規制とデリバティブ規制」
～金融イノベーションの進展と法(上)社会法理論への発展
報告者 渡辺弘之(早稲田大学教授)

13:00～13:15 コメント 飯塚直樹(早稲田大学法務研究科教授)

13:15～13:30 コメント 飯塚直樹(早稲田大学准教授)

13:30～13:45 シンポジウムと質疑 報告者とコメンテーター全員
終了 13:45 リーガロイヤルホテル東京にてレセプション (参加費 3,000円)

図2 緊急シンポジウム「オバマ大統領の金融規制改革案を検証する～日本は何を発信すべきか」

関連する
科研費

平成11-13年度 基盤研究(C)「日本版資本市場法制モデルの構築」
平成14-16年度 基盤研究(C)「包括資本市場法制の立法提言」